

令和6年度当初予算
「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」
に関するQ&A

令和6年6月18日

目次

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 【全般】 | 8 |
| 問1-1 本事業の趣旨いかん。国としてどのような成果を期待しているのか。 | 8 |
| 問1-2 対象となる品目・技術は何か。 | 8 |
| 問1-3 「施設園芸」では野菜以外を対象とする研究も含まれるのか。 | 8 |
| 問1-4 花きについては、公募対象外なのか。 | 8 |
| 問1-5 営農類型をまたいで複数の品目を対象とする提案をしたい場合、どうすればよいのか。 | 8 |
| 問1-6 何課題採択する予定なのか。 | 8 |
| 問1-7 1課題あたりの予算規模に上限はあるか。 | 9 |
| 問1-8 栽培体系にかかる研究開発は必須なのか。 | 9 |
| 問1-9 栽培体系の技術課題を複数選択しても良いのか。また複数選択した場合でも予算上限は同額なのか。 | 9 |
| 問1-10 本事業の実施体制はどのようになるのか。 | 9 |
| 問1-11 コンソーシアムに対する助言は、どこが行うのか。 | 10 |
| 問1-12 過去の事業にも応募し落選したが、同じ内容での再提案はできるのか。 | 10 |
| 問1-13 公募要領1(2)の「公募対象技術に直接関係しない開発・改良」とは具体的にどのようなものか。 | 10 |
| 問1-14 公募要領1(2)の「公募対象技術に合致した製品を社会実装する主体・方法・時期が具体化されていない研究計画」とはどのようなものか。 | 10 |
| 問1-15 公募要領1(2)の「委託事業の対象外」とは具体的にどのような措置なのか。 | 10 |
| 【公募対象について】 | 11 |
| 問2-1 公募対象は、どのように設定されたのか。 | 11 |
| 問2-2 令和5年度補正予算「戦略的スマート農業技術の開発・改良」と令和6年度当初予算「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」の公募対象技術の違いは何か。特に、後者の公募対象に畜産が含まれないのはなぜか。 | 11 |
| 問2-3 設定された公募対象以外の技術は応募できないのか。 | 11 |
| 問2-4 環境負荷の低減や収量・品質向上を目的としたスマート農業技術の開発・改良では応募できないのか。 | 11 |
| 問2-5 公募しようと思っている内容が、公募対象技術に一致するかどうかについて、相談に乗って欲しい。 | 12 |
| 問2-6 提案書3①「既に農林水産省の研究資金で着手しているものがある場合」における農林水産省の研究資金とは具体的に何か。 | 12 |
| 【実施体制】 | 12 |
| 問3-1 コンソーシアムの体制について、参画必須等の要件はあるのか。 | 12 |
| 問3-2 公募要領3(2)④の「提案する研究課題の遂行に必要となるロボティクス、情報通信等の先端的な技術要素に係る実践的な研究実績」「提案する研究課題と類似の構造・機構を有するスマート農機・システムの開発実績」とは具体的にどんなものか。 | 13 |
| 問3-3 公募要領3(2)④の「提案する研究課題の遂行に必要となるロボティクス、情報 | |

- 通信等の先端的な技術要素に係る実践的な研究実績」「提案する研究課題と類似の構造・機構を有するスマート農機・システムの開発実績」の「研究課題」が指しているのは、革新的シーズ開発実現型または現場ニーズ改良実現型の研究課題のみか。 13
- 問3-4 コンソーシアムに地域金融機関等が参画するのは必須か。 14
- 問3-5 地域金融機関等にはベンチャーファンドも含まれるか。 14
- 問3-6 代表機関の資格要件は何か。 14
- 問3-7 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の取得は代表機関だけでよいか。 15
- 問3-8 地方公共団体が代表機関になった場合でも全省庁統一規格の資格の提出は必要なのか。 15
- 問3-9 予算管理を外部に委託することは可能か。 15
- 問3-10 代表機関に経理事務処理体制が整っていない場合、代表機関に代わって共同研究機関が経理を行うことは可能か。また、その際、当該共同研究機関は研究管理運営機関とする必要があるか。 15
- 問3-11 代表機関に代わって共同研究機関が経理事務を行う場合、提案書にはどのように記載すべきか。 16
- 問3-12 研究管理運営機関の資格要件は何か。 16
- 問3-13 コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」があるが、違いは何か。 16
- 問3-14 応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。 17
- 問3-15 事業費を受け取らずにコンソーシアムに参画することは可能か。 17
- 問3-16 海外の企業等もコンソーシアムに参画することは可能か。 17
- 問3-17 当初、研究管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約する形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。 17
- 問3-18 部会や生産団体など法人化されていない組織が参画してもよいか。 18
- 問3-19 部会や生産団体が参画する場合、そのすべての生産者が参画する必要があるか。 18
- 問3-20 コンソーシアムには民間企業の参画が必須となっているが、どのような役割を担う必要があるか。また、研究エフォートは必須か。 18
- 問3-21 研究グループに、「普及・実用化支援機関」は必ず必要であるのか。 18
- 問3-22 1つのコンソーシアムに複数の農家が参画してもよいか。 19
- 問3-23 本事業にベンチャー企業も参画できるのか。 19
- 問3-24 民間企業（農業機械メーカー）がコンソーシアムに参加せず、協力機関という立場で参画することは可能か。 19
- 問3-25 農業機械メーカーの代理店等がコンソーシアムに参画することは可能か。 19
- 問3-26 開発・改良の対象となる農業機械等のメーカー全てがコンソーシアムの構成員になる必要はあるのか。 19
- 問3-27 コンソーシアムに自治体や普及指導組織が入ることは要件か。 20
- 問3-28 構成員のエフォートの下限はあるか。 20
- 問3-29 都道府県や市町村が代表機関として予算の受け皿となる場合、予算計上は必要か。 20
- 問3-30 参画機関の特許権等への取組状況について、参画機関（含む代表機関）に特許権等

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| の管理指針、ポリシー、規程等が無い場合の扱いはどうなるのか。 | 20 |
| 問3-31 採択された場合、委託契約を生研支援センターと代表機関が締結するまでに、代表機関はコンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育を実施した旨の「研究倫理教育の実施に関する誓約書」をとりまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育を行えば良いか。また、構成員として参画する生産者や、委託研究を行わない普及・実用化支援機関も当該誓約書の提出が必要か。 | 21 |
| 問3-32 契約前に対応が必要な誓約書について対応をしているところ、「研究倫理教育」と「生研支援センター委託業務事務担当者説明会資料内容」は委託事業に関わる者すべてを対象に実施、確認させる必要があるのか。 | 21 |
| 【実施期間】 | 21 |
| 問4-1 研究実施期間は何年か。 | 21 |
| 問4-2 開発・改良に必要な機械・備品等の調達はいつまでに行えばよいか。 | 21 |
| 【研究開発の内容について】 | 22 |
| 問5-1 既存技術を改良する場合も対象となるのか。 | 22 |
| 問5-2 機械の安全走行など、開発に伴うリスクはどのような対応になるのか。 | 22 |
| 問5-3 規制（農業機械の自動走行やドローンの無人航空等）にはどう対処するか。 | 22 |
| 問5-4 技術開発を検討するに当たり、既存技術に関して情報を得たいが、参考となるものはないか。 | 22 |
| 【事業への応募について】 | 22 |
| 問6-1 申請時まで、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。 | 22 |
| 問6-2 e-Rad は研究グループに参画する者全員が登録する必要があるのか。 | 23 |
| 問6-3 生産者に予算を配分しない場合でも e-Rad の登録は必要か。 | 23 |
| 問6-4 e-Rad に個人として登録するにはどうすればよいか。 | 23 |
| 問6-5 応募期限までに e-Rad の登録ができない場合には応募申請できないのか。 | 24 |
| 問6-6 e-Rad の研究機関の登録は、応募するごとに新たに登録する必要があるのか。 | 24 |
| 問6-7 コンソーシアムを構成する場合には、コンソーシアムを e-Rad に研究機関として登録する必要があるのか。 | 24 |
| 問6-8 e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は何MBか。 | 24 |
| 【事業費の対象について】 | 24 |
| 問7-1 開発する技術・機械等はどのようなものが対象となるのか。 | 24 |
| 問7-2 どのような費用が事業費の対象となるのか。 | 24 |
| 問7-3 開発において導入する機械の利益排除の考え方がいかに。 | 25 |
| 問7-4 導入する機械の利益排除について、構成員である企業が開発する機械を生産者が導入して検証に使う場合、提供する側の企業は利益排除する必要はあるか。 | 25 |
| 問7-5 自社による物品調達における直接経費計上において、その利益排除額は公表されるのか。 | 25 |
| 問7-6 自社製品を基に開発・改良を行うが、どのように予算計上すればよいか。 | 26 |
| 問7-7 園芸ハウスを建設することは可能か。 | 26 |
| 問7-8 既存設備等の改良に係る経費は、対象となるのか。 | 26 |
| 問7-9 システムの導入費、改良費は対象となるか。 | 26 |

| | | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|----|
| 問 7-10 | 事業費の対象となる人件費は具体的に何か。 | 26 |
| 問 7-11 | 複数の企業や大学が参画して課題の実施を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一する必要があるのか。 | 27 |
| 問 7-12 | 都道府県の試験研究機関や普及組織がコンソーシアムの構成員として参画する場合、それらの組織が直接使う経費（旅費等）も事業費の対象となるか。 | 27 |
| 問 7-13 | 都道府県の試験研究機関等がコンソーシアムに参画する場合、人件費は対象となるか。 | 27 |
| 問 7-14 | 補助員であっても課題の推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。 | 27 |
| 問 7-15 | 開発で必要となる農業生産費は事業費の対象となるのか。 | 27 |
| 問 7-16 | 課題の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。 | 27 |
| 問 7-17 | 採択された場合、事業費はいつ支給されるのか。（概算払いはあるのか。） | 28 |
| 問 7-18 | 一般管理費は直接経費の 15%以内となっているが、これはコンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。 | 28 |
| 問 7-19 | 一般管理費は税込みで 15%までか。 | 28 |
| 問 7-20 | 研究管理運営機関の経費は事業費の対象になるとのことだが、支出項目は何に計上すれば良いか。 | 28 |
| 問 7-21 | 生産者の圃場の借り上げ費の計算方法に定めはあるか。 | 28 |
| 問 7-22 | 農家が受け取った委託費に税金は掛かるのか。 | 28 |
| | 【採択・契約について】 | 29 |
| 問 8-1 | 事業採択までどのようなスケジュールで進むのか。 | 29 |
| 問 8-2 | どのような基準で課題を採択するのか。 | 29 |
| 問 8-3 | 審査は誰が行うのか。 | 29 |
| 問 8-4 | 農林水産省が目標値を示して、それに合致しないと採択されないということはあるのか。 | 29 |
| 問 8-5 | 課題の委託契約は誰と誰が行うのか。 | 29 |
| 問 8-6 | 書面審査のあと、面接審査に進んだ場合、特段の問題がない限り採択されるということか。 | 30 |
| | 【実施期間中について】 | 30 |
| 問 9-1 | 生研支援センターからの指示には必ず従わなければならないのか。 | 30 |
| 問 9-2 | 資金の流れ（会計報告等の事務手続き）はどうなるのか。 | 30 |
| 問 9-3 | 農機を購入した場合、圧縮記帳は可能か。 | 30 |
| | 【成果、データの取扱いについて】 | 30 |
| 問 10-1 | コンソーシアムにはどのような成果を提出することが求められるのか。 | 30 |
| 問 10-2 | コンソーシアムの構成員はデータをどこまで使えるのか。 | 30 |
| | 【事業終了後について】 | 31 |
| 問 11-1 | 開発期間終了後の機械の取扱いはどのようになるのか。 | 31 |
| 問 11-2 | 本事業で得られた知財の所有権（特許権）はどこにあるのか。 | 31 |
| 問 11-3 | 本事業に参画した民間企業等の研究終了後に研究成果を活用して発生した収益の取扱いはどうなるのか（収益納付をする必要はあるのか。） | 31 |
| 問 11-4 | 目標が達成できない場合は事業費を返還しなければならないのか。 | 31 |

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 【WAGRI について】 | 31 |
| 問 12-1 WAGRI への API 実装はいつまでに行う必要があるのか。 | 31 |
| 問 12-2 WAGRI を継続的に使用しなければならないのか。 | 31 |
| 【他事業との重複】 | 32 |
| 問 13 生産者の 1 つがスマート農業実証プロジェクトに参画している（参画していた）が、2 つの事業の研究内容が全く異なる場合、本事業に参画することは可能か。 | 32 |
| 【実施体制】 | 32 |
| 問 14-1 公募説明資料 7 頁に研究代表者は常勤的に代表機関に所属していることとありますが、雇用はしているが、非常勤勤務のものも対象となりうるのか。 | 32 |
| 問 14-2 一つの事業者が本事業に関わる複数のコンソーシアムに参画することは可能か。 | 32 |
| 問 14-3 コンソーシアムへ参画する地域金融機関等は J A や農林中央金庫も認められるか。 | 32 |
| 問 14-4 研究管理運営機関を設けた場合は、代表機関に代わって委託契約業務を行うとあるが、研究管理運営機関を設けた場合に、経理事務は当該機関が行い、委託契約は代表機関が行うことは認められるか。 | 32 |
| 問 14-5 研究支援者が参画する場合、コンソーシアムの共同研究機関とするのか。共同研究機関とならない場合、研究支援者の活動の経費は代表機関等に配分される委託費から支出して良いのか。 | 33 |
| 問 14-6 今回、生産者がコンソーシアムに参画するため研究者番号を取得したが、研究機関のような予算の適切な管理が難しいのが現状のため、生産者は県の公設研究機関に試験圃場を提供する形で公設研究機関と共同で研究を担当し、研究費は全額公設試に配分、生産者には予算配分「0」とする計画で研究管理を行ってよいか。 | 33 |
| 問 14-7 応募後や採択後に「協力機関」を追加することはできますか。 | 33 |
| 問 14-8 ある生産者が研究グループに参画するにあたり、普及・実用化支援機関で登録した場合でも、研究開発の役割を担う事（人件費計上）は可能か。 | 33 |
| 問 14-9 公設試を普及・実用化支援機関として参画させることは可能か。また同じく公設試を協力機関として位置づけて関与させることは可能か。 | 33 |
| 【研究開発の内容について】 | 33 |
| 問 15 生研支援センター事業に係る委託者指定データは無いとの認識でよいか。 | 33 |
| 【事業への応募について】 | 34 |
| 問 16-1 研究計画のブラッシュアップについては、相談に乗って頂けるか。 | 34 |
| 問 16-2 応募様式（研究課題提案書） 別記様式 6 農業分野における AI・データに関する契約ガイドラインに示す留意事項に配慮した上で、契約条項例を参考として契約を行っている場合、別紙 6 のデータマネジメントプランの一番右欄に○を記載してくださいとある一方で、注意書きには、『審査の結果、委託先候補となった場合は、契約締結までに「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（以下、ガイドライン）」に準拠したデータ提供等の契約を相手の農家等を締結してください。』とあるが、別紙 6 は基本的には○は不要でよいか。 | 34 |
| 問 16-3 応募様式（研究課題提案書） 別記様式 6 データマネジメントプランについて、該当研究課題のみ提出とあるが、どのような場合が該当研究課題となるか。 | 34 |

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 【採択・契約について】 | 34 |
| 問 17-1 38 点未満が不採択とのことだが、加点部分も含めた内容か。 | 34 |
| 問 17-2 面接審査の際、研究グループからの対応者は、必ず研究代表者は出ないとならない など、指定はあるか。 | 34 |
| 【成果、データの取扱いについて】 | 35 |
| 問 18 農業者等からデータの提供を受ける際には、『「農業分野における AI・データに関する 契約ガイドライン」を踏まえて対応いただく必要があります。』とあるが、応募時はデー タマネジメントプランを提出、採択後に契約を行うのか。 | 35 |
| 【マッチングファンドについて】 | 35 |
| 問 19-1 マッチングファンド方式の適用については加点項目ではあるが、民間企業は公募説 明資料 21 頁の例に記載されている実証のみを行う企業あるいは非営利の企業以外はマッ チングファンドが必ず必要か。 | 35 |
| 問 19-2 マッチングファンド方式の自己資金の支出としては、設備の償却費及び保有してい る試験研究用消耗品だけでも良いか。 | 35 |
| 問 19-3 マッチングファンド方式の意図するところは何か。また、企業の自己負担分につい て研究者の人件費を充てることは可能か。 | 35 |
| 問 19-4 民間企業が自己資金で支出する負担額の上限、下限はあるか。 | 35 |
| 問 19-5 地域金融機関が共同研究機関として参画する場合、マッチングファンドの自己負担 対象企業になるか（例えば、担当する課題内容が事業化に関するフィージビリティスタディ 等であった場合でも、マッチングファンドの自己負担対象企業になるか）。 | 35 |
| 問 19-6 マッチングファンド方式による加点を得るには、参画する民間企業すべてがマッ チングファンド方式をとることが必要か。 | 36 |

【全般】

問1-1 本事業の趣旨いかん。国としてどのような成果を期待しているのか。

本事業は、スマート農業技術・機器の開発が必ずしも十分でない品目や分野において、予め指定された技術（公募対象技術）を対象に、生産現場のスマート化を加速するために必要な農業技術の開発・改良を支援するものです。

とりわけ、生産現場における技術ニーズを踏まえて生産性向上に資するスマート農業技術の開発・改良を行う取組を推進することで、「スマート農業」の社会実装を加速化し、人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業を実現することを目指しています。

問1-2 対象となる品目・技術は何か。

本事業の公募対象品目・技術は公募要領2（1）別表を参照してください。当該表に記載のない品目・技術については今回の公募対象外です。

問1-3 「施設園芸」では野菜以外を対象とする研究も含まれるのか。

「施設園芸」では、施設内で生産を行う野菜のほか、花き、果樹についても含みます。

問1-4 花きについては、公募対象外なのか。

施設内で生産を行う花きについては「施設園芸」に該当しますが、露地で生産を行う花きについては公募対象技術に含んでおりません。

問1-5 営農類型をまたいで複数の品目を対象とする提案をしたい場合、どうすればよいか。

本事業の公募対象は、対象営農類型と開発技術がそれぞれ対応していますので、1つの技術に対して複数の営農類型にまたがる応募はできません。

問1-6 何課題採択する予定なのか。

提案課題毎に計画される事業費に差があることから、新規に採択する課題数は設定してい

ませんが、予算の範囲内で可能な課題数を採択する予定です（事業規模、予算の範囲内で検討のうえ決定します）。

問 1 - 7 1 課題あたりの予算規模に上限はあるか。

1 課題当たり、開発（革新的シーズ開発実現型）は 1.4 億円／年、改良（現場ニーズ改良実現型）は 1 億円／年、栽培体系改良型は 0.4 億円／年を上限として設定しています。ただし、「革新的シーズ開発実現型」「現場ニーズ改良実現型」及び「栽培体系改良型」のそれぞれ単独での応募はできません。「革新的シーズ開発実現・栽培体系改良型」若しくは「現場ニーズ改良実現・栽培体系改良型」のいずれかで応募してください。その際、以下例に示すようにそれぞれが予算上限を超えないように注意してください。

例 1 : 「革新的シーズ開発実現・栽培体系改良型」で応募する場合

○ : (革新的シーズ開発実現型 1.3 億) + (栽培体系改良型 0.4 億) = 1.7 億

× : (革新的シーズ開発実現型 1.2 億) + (栽培体系改良型 0.5 億) = 1.7 億

→栽培体系改良型は 0.4 億円を超えられません

例 2 : 「現場ニーズ改良実現・栽培体系改良型」で応募する場合

○ : (現場ニーズ改良実現型 0.9 億) + (栽培体系改良型 0.4 億) = 1.3 億

× : (現場ニーズ改良実現型 1.1 億) + (栽培体系改良型 0.2 億) = 1.3 億

→現場ニーズ改良実現型は 1 億円を超えられません

問 1 - 8 栽培体系にかかる研究開発は必須なのか。

その通りです。「革新的シーズ開発実現・栽培体系改良型」若しくは「現場ニーズ改良実現・栽培体系改良型」のいずれかで応募してください。

問 1 - 9 栽培体系の技術課題を複数選択しても良いのか。また複数選択した場合でも予算上限は同額なのか。

栽培体系の技術課題については、開発もしくは改良する技術と同じ営農類型内であれば複数の選択が可能です。その場合であっても栽培体系に係る予算上限額は 0.4 億円/年を超えることはできません。

問 1 - 10 本事業の実施体制はどのようになるのか。

農林水産省が設置する運営管理委員会が決定する事業全体の基本方針等のもと、生研支援センターに運営委員会を設置するとともに、その下にプログラムディレクター（PD）を配置して

プロジェクトの進行管理を行います。

コンソーシアムは、生研支援センターと委託契約を締結し、生研支援センターの指導助言を踏まえつつ、スマート農業技術の開発・改良に取り組んでいただきます。

問1-11 コンソーシアムに対する助言は、どこが行うのか。

生研支援センターにおいて、運営委員会を設置するとともに、その下にPD及び研究リーダーを配置し、指導・助言することとしています。

問1-12 過去の事業にも応募し落選したが、同じ内容での再提案はできるのか。

これまでの「戦略的スマート農業技術（等）の開発・改良事業」の応募・審査で不採択となった研究課題でも再度応募は可能ですが、不採択となった研究内容と全く同じ提案を採択することはありません。不採択通知の内容を参考にしつつ、指摘事項を反映させた研究内容とし、提案書にも具体的に記載してください。

問1-13 公募要領1（2）の「公募対象技術に直接関係しない開発・改良」とは具体的にどのようなものか。

選択した公募対象技術に係る社会実装までに必ずしも必須ではない技術開発・改良を指します。例えば、「自動収穫ロボットの開発（かんきつ等）」の場合、収穫ロボットではないスピードスプレーヤや施肥装置の開発等です。そのような開発・改良が過半を占める研究計画は、応募、審査の対象となりません。

問1-14 公募要領1（2）の「公募対象技術に合致した製品を社会実装する主体・方法・時期が具体化されていない研究計画」とはどのようなものか。

明らかに必要となる技術要素の開発が抜けている場合や、そもそも社会実装（企業等により当該研究成果に関する製品化が行われる等）が計画されていない場合など、開発・改良に取り組んだスマート農業技術を実装した機器等が、社会実装可能な段階にならない研究計画です。そのような研究計画は、応募、審査の対象となりません。

問1-15 公募要領1（2）の「委託事業の対象外」とは具体的にどのような措置なのか。

公募対象技術と関連の薄い研究内容のうち、第三者（評議委員等）から見て明らかに公募対象技術に係る社会実装の実現に必要なとならない研究内容については、提案された研究計画全体のうち、当該研究課題（中課題または小課題単位）を除いて採択される場合があります。

【公募対象について】

問 2 - 1 公募対象は、どのように設定されたのか。

農林水産省が、令和元年度より実施したスマート農業実証プロジェクトの成果を元に、蓄積した事例の総括を行いました。その総括において明らかとなったスマート農業技術の開発が不十分な領域について、公募の対象技術として選定しました。

問 2 - 2 令和 5 年度補正予算「戦略的スマート農業技術の開発・改良」と令和 6 年度当初予算「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」の公募対象技術の違いは何か。特に、後者の公募対象に畜産が含まれないのはなぜか。

令和 5 年度補正予算「戦略的スマート農業技術の開発・改良」においては、参考となる既存の技術や実装済の要素技術を活用することで、速やかに性能の開発・構築・実用化に向けた改良が望まれる技術を対象に事業を実施しました。

一方、令和 6 年度当初予算「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」においては、前述の補正予算と比較して予算額も限られることから、さらに開発難易度が高く、開発を実施するための研究体制の構築に一定の期間を要する等の技術に絞って公募し、より高度な研究開発を推進することとしております（なお、公募対象技術は事前（令和 6 年 1 月）に HP で示しております）。また、このように公募対象技術が厳選されていることから、一部の品目が公募対象外となっています。

問 2 - 3 設定された公募対象以外の技術は応募できないのか。

設定された公募対象以外の技術では応募できません。ただし、公募対象として設定された技術に加え、その稼働条件の確保や性能の発揮に必要な関連技術についても課題に含めることはできます。

問 2 - 4 環境負荷の低減や収量・品質向上を目的としたスマート農業技術の開発・改良では応募できないのか。

設定された公募対象以外の技術では応募できません。ただし、公募対象として設定された技術に加え、その稼働条件の確保や性能の発揮に必要な関連技術であれば、環境負荷の低減や収量・品質向上にも資するスマート農業技術についても課題に含めることはできます。

問2-5 公募しようと思っっている内容が、公募対象技術に一致するかどうかについて、相談に乗って欲しい。

応募されようとしている内容が、公募対象技術に合致しているかどうか（適格性）については、応募審査の対象となりますので、公平性の観点から公募期間中にお答えすることはできません。

また、既に公募が開始されていますので、農林水産省及び生研支援センターでは公募開始後の個別相談（課題のブラッシュアップ）について他の応募者との公平性の観点から行っておりません。JATAFF（公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会）が相談に乗りますので、産学連携支援サイトをご覧ください。

<https://agri-renkei.jp/coordinator/>

問2-6 提案書3①「既に農林水産省の研究資金で着手しているものがある場合」における農林水産省の研究資金とは具体的に何か。

スマート農業の開発に関する農林水産省の研究資金として代表的な戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)、国際競争力強化技術開発プロジェクト、戦略的スマート農業技術（等）の開発・改良事業の既採択研究を対象にします。各プロジェクトの採択済研究の概要は、以下のHPを参照してください。これら以外において、類似する国の研究資金で着手しているものがあれば記載してください。

- ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期 3「農業生産のスマート化」
<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/sip/sip2/theme/theme2103.html#t01>
- ・スマート農業技術の開発・実証プロジェクトのうち、国際競争力強化技術開発プロジェクト
<https://www.naro.go.jp/smart-nogyo/kokusai-kyosoryoku-kyoka-roject/index.html>
- ・戦略的スマート農業技術（等）の開発・改良
<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/theme/index.html>
<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/theme/2023.html>

【実施体制】

問3-1 コンソーシアムの体制について、参画必須等の要件はあるのか。

民間企業、生産者（もしくは団体）、国立研究開発法人、独立行政法人、地方公共団体（都道府県、市町村、公設試験研究機関及び地方独立行政法人）、一般又は公益法人、金融機関、NPO法人、大学（及び大学共同利用機関）、高等専門学校、協同組合等の法人格を有する研究機関等を代表機関とするコンソーシアムでの応募を条件としております。

とりわけ、

- ・開発するスマート農業技術を実用化できる技術力を有し、研究成果が確実に普及できる民間企業（社会実装実施者）
- ・生産者（農業を営む若しくは農作業受託を行う個人、法人、任意団体）
- ・研究対象とするスマート農業技術を導入し、栽培体系を実地レベルで開発・改良できる圃場を有する機関等
- ・直近5年間に、提案する研究課題の遂行に必要となるロボティクス、情報通信等の先端的な技術要素に係る実践的な研究実績を有する、又は、提案する研究課題と類似の構造・機構を有するスマート農機・システムの開発実績を有する者の参画は必須となります。

なお、公募分野の各品目の研究内容に、様々なデータを活用した生育・気象被害・病害発生等の分析・予測や施肥やかん水等の作業提案等の営農支援のためのプログラム（農業技術に関する部分のみを対象とし、ユーザーインターフェース等農業技術と直接関係のない部分を除く。）開発を含む場合は、研究成果の幅広い普及の観点から、事業終了時までには当該プログラムを民間企業等が利用しやすいAPIにより農業データ連携基盤（WAGRI）に実装するとともに、APIの仕様や取扱い（利用方法、利用可能な者の範囲や利用料等）について、第三者が容易に理解し、利用することができるよう、WAGRIのWebサイト等で明示していただく必要があります。また、研究グループの中にICTベンダー等、APIの活用が想定されるサービス提供者を参画させるとともに、WAGRIに実装するAPIについては、ICTサービス提供者等による稼働試験を複数回行い、ICTサービス提供者から評価を受けるものとします。

問3-2 公募要領3(2)④の「提案する研究課題の遂行に必要となるロボティクス、情報通信等の先端的な技術要素に係る実践的な研究実績」「提案する研究課題と類似の構造・機構を有するスマート農機・システムの開発実績」とは具体的にどんなものか。

例えば、応募する技術が「自動収穫ロボットの開発（かんきつ等）」である場合、開発する収穫ロボットの動作に必要な画像認識技術に係る研究実績や開発する収穫ロボットを構成するアームやアクチュエータと類似した機構を搭載した農業用ロボットの開発実績のような実績を想定しています。

提案書においては、これら実績の分かる論文や特許、製品カタログ等の情報を記載するとともに、提案する研究課題の遂行に必要となる理由や提案する研究課題との類似性についても説明してください。

問3-3 公募要領3(2)④の「提案する研究課題の遂行に必要となるロボティクス、情報通信等の先端的な技術要素に係る実践的な研究実績」「提案する研究課題と類似の構造・機構を有するスマート農機・システムの開発実績」の「研究課題」が指しているのは、革新的シーズ開発実現型または現場ニーズ改良実現型の研究課題のみか。

その通りです。提案する革新的シーズ開発実現型または現場ニーズ改良実現型の研究課題に資するまたは類似する実績を有する者が参画することが要件であり、栽培体系改良型の研究課題に資するまたは類似する実績ではありません。

問3-4 コンソーシアムに地域金融機関等が参画するのは必須か。

必須ではありません。

ただし、地域金融機関等がコンソーシアムに参画する場合は、例えば、研究期間終了後に研究成果を活用した新たなビジネスモデルを想定し、その事業計画の妥当性等をシミュレーションするような社会科学的な研究・検証を地域金融機関等が委託研究費で実施する研究成果の社会実装を推進するなど役割が明確に記載されている必要があり、その場合は加点による優遇措置を実施することとしています。

問3-5 地域金融機関等にはベンチャーファンドも含まれるか。

適格機関投資家等については、地域金融機関等に当たるものとして加点対象になります。

問3-6 代表機関の資格要件は何か。

代表機関は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、生産者（もしくは団体）、国立研究開発法人、独立行政法人、地方公共団体（都道府県、市町村、公設試験研究機関及び地方独立行政法人）、一般又は公益法人、金融機関、NPO法人、大学（及び大学共同利用機関）、高等専門学校、協同組合等の法人格を有する研究機関等であること。
- ② 研究実施に必要な体制及び能力を有することとして以下の要件を満たす機関（研究機関）であること。
 - ア 研究開発を円滑に実施するための研究体制、研究員、設備等を有する
 - イ 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施するため、研究実施計画の企画立案、実施、進行管理、成果管理等を統括する者（以下「研究代表者」という。）及び経理責任者を設置している
 - ウ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有する
 - エ 委託事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）を有する
 - オ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有する

- カ 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有する
- ③ 応募前に、事務担当者説明会動画（2022 年度版）を視聴していること。また、契約締結の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出すること。
 - ④ 令和 4・5・6 年農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。
 - ⑤ 委託契約の締結に当たり、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。
 - ⑥ 日本国内を拠点として研究を実施できること。
 - ⑦ 本事業に関わる者に関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。
 - ⑧ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

問 3-7 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の取得は代表機関だけでよいか。

代表機関のみで構いません。代表機関は、応募の際に令和 4・5・6 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写しを PDF で提出してください。

問 3-8 地方公共団体が代表機関になった場合でも全省庁統一規格の資格の提出は必要なのか。

地方公共団体については提出不要です。

問 3-9 予算管理を外部に委託することは可能か。

代表機関が共同研究機関へ資金を配分するための経理事務体制等を十分に有していない場合、代表機関に代わって、経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）をコンソーシアム内に設けて、そこが資金配分等に係る事務を行うことができます。また、そうした研究管理運営機関の経理執行業務に必要な経費についても事業費の対象となります。

（例えば、地方公共団体において、事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、研究管理運営機関の設置を認めることがあります。）

問 3-10 代表機関に経理事務処理体制が整っていない場合、代表機関に代わって共同研究機関が経理を行うことは可能か。また、その際、当該共同研究機関は研究管理運営機関とする必要があるか。

代表機関に経理事務処理体制が整っておらずとも、経理事務体制が整っている共同研究機関がグループ内にあるのであれば、当該共同研究機関を研究管理運営機関として位置づけ、経理

関係業務を行うことができます。ただし、原則として生研支援センターとの委託契約の実績を有するなど、委託契約手続きをスムーズに行うことができる体制を有する等の資格要件があります。

問3-11 代表機関に代わって共同研究機関が経理事務を行う場合、提案書にはどのように記載すべきか。

提案書の別記様式1-2「研究グループ（コンソーシアム）の構成」欄に経理事務を行う共同研究機関を記載してください。

また、提案書の別記様式4「研究管理運営機関を活用する理由書」を記載してください。

提案書のほか、コンソーシアムを設立する際に、規約、協定書等で経理事務を担当する共同研究機関の担当者を指定してください。

問3-12 研究管理運営機関の資格要件は何か。

① 研究を実施する機関が、研究管理運営機関となる場合は、以下のすべての要件を満たすことが必要です。

ア 研究開発を円滑に実施するための研究体制、研究員、設備等を有する

イ 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施するため、研究実施計画の企画立案、実施、進行政管理、成果管理等を実施する者及び経理責任者を設置している

ウ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有する

エ 委託事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）を有する

オ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有する

カ 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有する

② 研究の管理運営だけを行う機関が、研究管理運営機関となる場合は、上記アを除くイ～カに以下のキを加えたすべての要件を満たすことが必要です。

キ 原則、生研支援センターとの委託契約の実績を有し、委託契約手続きをスムーズに行うことができる能力・体制を有すること。

詳細は公募要領3（4）研究管理運営機関を設置できる要件をご参照ください。

問3-13 コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」があるが、違いは何か。

コンソーシアムの設立方式の違いは以下のようになります。

- ・ 実施予定の研究計画に関する規約を策定すること（規約方式）
- ・ コンソーシアム参画機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）
- ・ 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）

問3-14 応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。

応募時にコンソーシアムを設立している必要はありませんが、代表機関が明確になっている必要があります。コンソーシアムの構成員については、応募時に同意書などの書面は不要ですが、口頭やメール等でも構いませんので、研究期間中はコンソーシアムの構成員として、共同で開発を行うことについて、同意を得てください。

また、採択された場合、契約時（令和6年11月頃を予定）までにはコンソーシアムを設立していただく必要があります。

なお、応募時と契約時とで、コンソーシアムの構成員の変更により、著しく研究開発に障害が生じる恐れがあるなどの場合は、採択を取り消すことがあります。

原則として、研究期間を通じてコンソーシアムに参画できる研究機関等とコンソーシアムを設立してください。

問3-15 事業費を受け取らずにコンソーシアムに参画することは可能か。

原則として、事業費を受け取らない機関についてはコンソーシアムへの参画は認められません。

ただし、機器の仕様や価格といった現場のニーズの適切な反映・フィールドテストの場の提供といった役割を担っていただく普及・実用化支援機関（研究成果の生産現場への迅速な普及を担う普及組織や生産者（団体）、研究成果（製品等）のユーザーとなる企業等）の場合は、事業費の受け取りは必須ではありません。

問3-16 海外の企業等もコンソーシアムに参画することは可能か。

コンソーシアムに参画することができますが、共同研究機関として参画する場合は国内に設置された研究機関等であること、普及・実用化支援機関として参画する場合は国内に活動拠点を持つことが要件となります。さらに、代表機関になる場合は、委託契約が可能な体制を取っていただく必要があります。

問3-17 当初、研究管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約する形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。

研究の実施が困難になった等の理由でない限り、原則変更契約は認められません。

やむを得ず、変更契約手続を行う場合、必要な書類を提出いただくことになります。契約の変更が考えられる場合は早めに御相談ください。

問3-18 部会や生産団体など法人化されていない組織が参画してもよいか。

部会や生産団体等の法人化されていない組織については、コンソーシアムに普及・実用化支援機関として参画することが可能です。ただし、コンソーシアムに参画する組織は当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営及び関係機関との相互調整を円滑に行う能力・体制を有する必要があります。その場合、コンソーシアム内で代表機関と契約を結ぶのは個人または法人が原則となります。

なお、代表機関として参画する場合は、法人格を有する必要があります。

問3-19 部会や生産団体が参画する場合、そのすべての生産者が参画する必要があるか。

全ての生産者が参画する必要はありません。

問3-20 コンソーシアムには民間企業の参画が必須となっているが、どのような役割を担う必要があるか。また、研究エフオーは必須か。

本事業では、社会実装を担う者として、民間企業の参画を必須としております。社会実装実施者である民間企業に担っていただく役割としては、開発するスマート農業技術を実用化し、成果を普及することまでが期待されます。具体的には、コンソーシアムの一員として、製品化・サービス化に近接・直結する領域の技術開発を担っていただきます。

また、普及・実用化支援機関として民間企業が参画することも可能ですが、その場合は、社会実装実施者としての役割とは別個に、AI、ロボティクス等の専門的技術・知見の提供や研究成果（製品化）を広範囲に普及させる取り組みを実施していただく役割が期待されます。

委託費の計上（研究エフオー計上）については、

①民間企業が代表機関又は共同研究機関として参画する場合は、必須

②民間企業が普及・実用化支援機関として参画する場合は、任意

となります。

コンソーシアムの中で、それぞれの民間企業が担う役割を明確にしてご参加ください。

問3-21 研究グループに、「普及・実用化支援機関」は必ず必要であるのか。

そのとおりです。なお、普及・実用化支援機関はコンソーシアムに参画するものの、研究ではなく実証等の普及・実用化を実施する機関ですので、民間企業あるいは生産者のどちらでも構いません。

なお民間企業と生産者両方のコンソーシアム参画が必須（公募要領3（2）②）ですので、ご注意ください。

問3-22 1つのコンソーシアムに複数の農家が参画してもよいか。

課題の内容によっては複数の農家が参画する場合もあり得ると考えられます。その際には、研究実施計画で役割分担を明確にしてください。

問3-23 本事業にベンチャー企業も参画できるのか。

本事業は、我が国のスマート農業の技術開発を促進するものであり、ベンチャー企業の参画も可能です。積極的な参画を期待しています。

問3-24 民間企業（農業機械メーカー）がコンソーシアムに参加せず、協力機関という立場で参画することは可能か。

可能です。

他方で、本事業では、公募要領3（2）②に記載のとおり研究グループに民間企業（開発するスマート農業技術を実用化できる技術力を有し、成果の普及を担う社会実装実施者）が参画することを要件としていますので、民間企業がコンソーシアムに1社も参加しないで応募することはできません。

例えば、技術や機械の性能等に基づく技術体系の最適化への提案や農業機械等の改良の必要性等が想定されることから、1社以上の民間企業のコンソーシアムへの参加を必須としております。

問3-25 農業機械メーカーの代理店等がコンソーシアムに参画することは可能か。

農業機械メーカーの代理店等が、開発で活用するスマート農業機械や関連商品を供給するとともに、データの収集や一貫体系の最適化などの開発・改良における役割分担（研究機関等、普及・実用化支援機関）を明確にし、技術の普及等に適切に対応できるのであれば、可能です。

問3-26 開発・改良の対象となる農業機械等のメーカー全てがコンソーシアムの構成員になる必要はあるのか。

コンソーシアムの構成員となっている方が望ましいので、原則、必要と考えますが、いずれにせよ、コンソーシアムとして研究課題で掲げている技術の開発、普及に取り組める体制を整えてください。

問3-27 コンソーシアムに自治体や普及指導組織が入ることは要件か。

要件ではありません。一方、開発したスマート農機技術の社会実装を加速する観点から普及・実用化支援機関として参画することを推奨します。

問3-28 構成員のエフォートの下限はあるか。

構成員のエフォートに下限は設けませんが、コンソーシアムとして技術の開発等に適切に対応できる体制を整備してください。

問3-29 都道府県や市町村が代表機関として予算の受け皿となる場合、予算計上は必要か。

当該自治体の財政ルールに従ってください。

(例えば、適切に予算管理ができる体制を整備した上でコンソーシアムとして口座を開設する方法や、経理執行業務を担う機関(研究管理運営機関)をコンソーシアム内に設けて資金配分等に係る事務を行うこと等が考えられます。)

問3-30 参画機関の特許権等への取組状況について、参画機関(含む代表機関)に特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が無い場合の扱いはどうなるのか。

代表機関の要件として「知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること」が定められていることから、代表機関については特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が必要です。これらが無い場合は、生研支援センターとの契約締結までに策定していただく必要があります。

代表機関以外の参画機関については、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が用意されている方が望ましいと考えます。

また、コンソーシアムとして、知的財産等に係る事務管理を行う上で、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等は不可欠ですので、コンソーシアム設立時にコンソーシアム内の知的財産の基本的な取扱いに関する合意書(知財合意書)を策定して、生研支援センターに提出して頂く必要があります。

問3-31 採択された場合、委託契約を生研支援センターと代表機関が締結するまでに、代表機関はコンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育を実施した旨の「研究倫理教育の実施に関する誓約書」をとりまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育を行えば良いか。また、構成員として参画する生産者や、委託研究を行わない普及・実用化支援機関も当該誓約書の提出が必要か。

研究倫理教育の参考となる下記のウェブサイトをご参照ください。なお、構成員である生産者や、委託研究を行わない普及・実用化支援機関も「研究倫理教育の実施に関する誓約書」の提出を契約締結までお願いします。

○研究倫理eラーニングコース（日本学術振興会）

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

問3-32 契約前に対応が必要な誓約書について対応をしているところ、「研究倫理教育」と「生研支援センター委託業務事務担当者説明会資料内容」は委託事業に関わる者すべてを対象に実施、確認させる必要があるのか。

研究倫理教育につきましては、研究活動に関わる全ての者を対象に、生研支援センター委託業務事務担当者説明会資料の確認につきましては、委託事業に関わる全ての者に実施していただく必要があります。実施期間については、特に取り決めはありませんが、研究倫理等に関する知識を定着させるためにも毎年度実施していただくことが望まれます。

【実施期間】

問4-1 研究実施期間は何年か。

研究課題の実施期間は最大で令和9年3月末までとしています。

なお、取組む期間を短縮する可能性がある場合も、期間内の要件を満たしていれば応募可能です。

問4-2 開発・改良に必要な機械・備品等の調達はいつまでに行えばよいか。

開発・改良に必要な機械・備品等は、原則、初年度に調達できるよう、コンソーシアムで十分準備を行った上で応募してください。2年目以降に必要な場合はその理由を記載していただき、認められた際は可能です。なお、当該機械・備品等の調達は、購入、リース、レンタル等の手段から、委託費の節減等、経済性を勘案して最適なものを選択してください。また、当該機械・備品等の調達や開発開始のスケジュールについては、実施が適切に行えるかという点から重要であり、審査及び実施期間中にも確認します。

【研究開発の内容について】

問5-1 既存技術を改良する場合も対象となるのか。

既存技術を改良することで、いままでその技術が対応していなかった品目にも対応するようになるなど、技術開発が不十分な品目にどの程度対応するのか等、審査基準に基づき評価し、採択することとしています。

問5-2 機械の安全走行など、開発に伴うリスクはどのような対応になるのか。

本事業で調達した機械・備品に係る損害賠償保険に関し、人身事故、物損事故及び機械そのものの損壊等に係るものは、各自で加入をお願いします。なお、研究実施期間中の保険料は、法律で加入することが定められている保険（自賠責保険等）のみが委託費の対象となります。

なお、保険未加入の事故等により機械・備品を破損、紛失した場合は、予算の範囲内で修理、再調達等を行っていただくことになります。

問5-3 規制（農業機械の自動走行やドローンの無人航空等）にはどう対処するか。

法制度やガイドライン等の現行のルールの下、開発を行ってください。

問5-4 技術開発を検討するに当たり、既存技術に関して情報を得たいが、参考となるものはないか。

農林水産省では、スマート農業に関する技術を民間企業等から収集し、その技術概要や問い合わせ先をまとめた「スマート農業技術カタログ」を公表しており、参考になると考えられます。

なお、本情報については、随時更新していきます。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/smart_agri_technology/smartagri_catalog.html

【事業への応募について】

問6-1 申請時までには、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。

申請時には、少なくとも研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画するすべての機関が同意していることが要件です。なお、採択され次第開発に着手で

きるよう、実施体制や技術体系の内容等、開発計画について関係者が合意していることが望ましいです。

問6-2 e-Rad は研究グループに参画する者全員が登録する必要があるのか。

コンソーシアムの構成員として参画する研究機関及び研究者は、すべて登録する必要があります。研究を行わない生産者（団体）もコンソーシアムに参画して委託費の配分を受ける場合は登録が必要です。ただし、予算配分を受けない普及・実用化支援機関（研究成果の生産現場への迅速な普及を担う普及組織や生産者（団体）、研究成果（製品等）のユーザーとなる企業等）は、e-Rad への登録は必要ありません。

また、代表機関のみの登録でも応募は可能ですが、委託契約を締結する際にはコンソーシアムの構成員全員の登録が必要です。

問6-3 生産者に予算を配分しない場合でも e-Rad の登録は必要か。

生産者が共同研究機関としてコンソーシアムに参画する場合は、研究計画において担当する研究項目について明確にさせていただく必要があるため、登録を行っていただく必要があります。

なお、コンソーシアム共同研究機関として参画する場合は、委託費の計上（予算配分を受ける）が必須となりますので注意してください。ただし、機器の仕様や価格といった現場のニーズの適切な反映・フィールドテストの場の提供といった役割を担っていただく普及・実用化支援機関（研究成果の生産現場への迅速な普及を担う普及組織や生産者（団体）、研究成果（製品等）のユーザーとなる企業等）として参画する場合は、委託費の計上は必須ではありませんので、この場合は e-Rad への登録は必須ではありません。

問6-4 e-Rad に個人として登録するにはどうすればよいか。

機関に所属する個人ごとの登録は機関で行います。研究機関としての登録後、機関の ID をもらってから Web 上の操作を行います。

機関に所属しない個人ごとの登録はそれぞれ Web から行います（<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>）。「新規登録の方法」にある「研究機関に所属していない場合」から、「研究者登録申請書」をダウンロードして書類を作成の上、e-Rad 運用担当宛てに郵送してください。登録申請の手続きは2週間ほどかかる場合がありますので、応募予定者は早急に手続きをしてください。

e-Rad 登録方法に関する詳細は、e-Rad ポータルサイト「お問い合わせの方法」(<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>)からお問い合わせください。

問6-5 応募期限までに e-Rad の登録ができない場合には応募申請できないのか。

申請時までに e-Rad 登録が間に合わない構成員がいる場合は、e-Rad 上は代表機関に事業費を計上（上乘せ）するなどして申請することを認めています。ただし、代表機関の e-Rad 登録が済んでいない場合は受付できません。

また、参画する構成員の e-Rad 登録がまだ済んでいない場合であっても、提案書には記載されている必要があります。

なお、採択に至った場合、契約締結時までには、e-Rad 登録を済ませ、課題の登録内容を修正していただく必要があります。登録（修正）されていない場合は、当該機関への事業費の配分は認められません。

問6-6 e-Rad の研究機関の登録は、応募するごとに新たに登録する必要があるのか。

すでに登録済みの場合には、新たに登録する必要はありません。

問6-7 コンソーシアムを構成する場合には、コンソーシアムを e-Rad に研究機関として登録する必要があるのか。

登録する必要はありません。コンソーシアムを構成する各機関を e-Rad に研究機関として登録します。

問6-8 e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は何MBか。

e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は30MBです。

【事業費の対象について】

問7-1 開発する技術・機械等はどうのようなものが対象となるのか。

スマート農業技術の開発が必ずしも十分でない品目や分野の技術開発や改良が対象となります。具体的な対象技術は公募要領2（1）別表に記載しておりますのでご確認ください。別表に記載していない技術を応募された場合、審査されないのご留意下さい。

問7-2 どうような費用が事業費の対象となるのか。

物品費（設備備品費、消耗品費）、人件費・謝金、旅費、その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）等）等が事業費の対象となります。

機械・備品等については、購入、リース、レンタル等の手段の中から、委託研究設備の節減等、経済性の観点から最適なものを選択してください。また、機械・備品等については、技術の開発・改良に必要な計測機器、工作機器等が対象となりますが、パソコン等の汎用性の高い事務機器の購入は原則として対象となりません。

また、施設整備（園芸施設等の基礎が必要な構造物の構築や既存施設の大規模な改造等）、圃場整備（圃場の造成や区画整備、園地での道路敷設等の工事等）はできません。あくまで、応募するスマート農業技術の運用効率向上に資する栽培体系への転換に必要な圃場・施設の改良が事業費の対象となりますので、一般的な建物や建築物の取得は対象外となります。

【施設や圃場の整備に当たり、委託費で計上可能な経費の例】

研究実施に必要不可欠で最小限の改良のみ可能です。

- ① 軽微な圃場整備における、建設機械のレンタル料金、オペレーターの賃金
- ② 圃場、園芸施設におけるスマート農業機械の動線確保等に必要なカメラ、センサー、レーザ等の設置
- ③ 機械の導入を可能とする圃場や園地の改良に必要な資材

技術の改良にあたり、既存の機械・備品等を本事業による研究の試作品・改良のベースとして取り扱う場合は、既存の機械・備品等の調達に要する経費を含めての対象経費にすることが可能です。ただし、その場合、当該機械・設備等は本事業に関わる研究以外の目的で使用することはできなくなりますので、ご注意ください。

問7-3 開発において導入する機械の利益排除の考え方がいかに。

構成員が自ら担当する目的に応じて、自社または同一の資本に属するグループ企業内等での調達を委託経費に計上する場合は、利益排除額（製造原価及び諸経費だけの利益を除いた額）を計上してください。

問7-4 導入する機械の利益排除について、構成員である企業が開発する機械を生産者が導入して検証に使う場合、提供する側の企業は利益排除する必要はあるか。

コンソーシアム内の構成員間又は構成員から協力機関への発注は、競争原理を導入した調達（入札・見積もり合わせ）を行うことを原則とします。競争原理を導入した調達を行わない場合は、利益排除が必要です。

問7-5 自社による物品調達における直接経費計上において、その利益排除額は公表されるのか。

公表されません。ただし、利益排除がされているかについては確認します。

問7-6 自社製品を基に開発・改良を行うが、どのように予算計上すれば良いか。

試作品として作製する場合、ベースとなる機械及び改造に必要な材料等は利益排除をした上で、計上が可能です。また、作業を行う者の人件費の計上も可能です。

問7-7 園芸ハウスを建設することは可能か。

本事業では、園芸ハウス等の建物や構築物の取得は認められません。施設や圃場の整備に当たり、委託費で計上可能な経費の例については問7-2を参照してください。

問7-8 既存設備等の改良に係る経費は、対象となるのか。

研究対象としての、既存設備を含めた機械、施設の改良に係る経費については対象経費にすることが可能です。

なお、改良を行った設備等は、事業終了までに原状回復していただくか、生研支援センターとの契約に基づき、課題の目的で継続使用していただきます。具体的には個別にご相談ください。

問7-9 システムの導入費、改良費は対象となるか。

技術開発に必要な経費であれば対象となります。

問7-10 事業費の対象となる人件費は具体的に何か。

次のとおりとなります。

人件費：委託業務に直接従事する者の人件費で、主体的に研究を担当する研究者、研究員等の給与、諸手当、法定福利費等

賃金：委託業務に直接従事する者の賃金で、補助作業的に研究等を担当する研究補助者等の賃金、諸手当、法定福利費等

なお、作業日誌及び雇用契約書等により、本事業に係る費用であることを確認できることが必要です。

問7-11 複数の企業や大学が参画して課題の実施を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一する必要があるのか。

人件費単価はそれぞれの機関ごとに給与規定等で定められた単価を用いてください。なお、各コンソーシアム構成員において、実勢に応じた単価を設定している場合は、生研支援センターで構成要素等の精査を行いますので、単価の設定基準を明確にしてください。

問7-12 都道府県の試験研究機関や普及組織がコンソーシアムの構成員として参画する場合、それらの組織が直接使う経費（旅費等）も事業費の対象となるか。

都道府県の試験研究機関や普及組織がコンソーシアムの構成員として参画する場合、課題の実施目的で使用する経費については、代表機関から都道府県庁（試験研究機関や普及組織）へ配分され、活動経費として使用することができます。

問7-13 都道府県の試験研究機関等がコンソーシアムに参画する場合、人件費は対象となるか。

原則、公務員の人件費は対象となりません。

問7-14 補助員であっても課題の推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。

補助員は技術開発のために雇ったアルバイトであり、出張することは想定していません。

問7-15 開発で必要となる農業生産費は事業費の対象となるのか。

本事業においては、圃場借り上げ費や生産に要する経費は委託費から支出することができます。なお、委託事業実施に伴い発生した収入（収穫物の販売収益等）については、収入状況を生研支援センターに報告いただき、相当の収入が生じたと認められた場合には、収入の一部を納付していただくことがあります。

問7-16 課題の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。

本事業は、コンソーシアム方式による事業であることからコンソーシアム以外の機関に再委託することは認められません。開発を直接行う研究機関が最初からコンソーシアムに参画していただく必要があります。

単なる業務の外注等については、その他の費目の外注費で措置できます。

問7-17 採択された場合、事業費はいつ支給されるのか。(概算払いはあるのか。)

生研支援センターとコンソーシアムが委託契約を締結する際、契約書には支払計画を記入いただきます。概算払いを希望する場合は、当該支払計画に基づき、概算払請求書を提出いただくことで概算払いが可能となります。

支払時期は、概算払請求書を受理してから1ヶ月以内です。

問7-18 一般管理費は直接経費の15%以内となっているが、これはコンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。

研究管理運営機関における一般管理費は、直接経費の15%以内です。なお、研究管理運営機関は研究管理が役割ですので、その事務のための人件費、旅費等については直接経費に計上していただきます。また、「一般管理費」は、競争的資金の「間接経費」とは異なり、本委託事業に必要な管理経費（直接経費以外）に限定されますので、御注意ください。

問7-19 一般管理費は税込みで15%までか。

一般管理費として計上できるのは、税込みで直接経費の15%までとなっています。なお、契約締結までは単純に15%を計上していただいて構いませんが、年度末の報告の際には、上記のとおり実際にかかった金額を算出していただく必要があります。

問7-20 研究管理運営機関の経費は事業費の対象になるとのことだが、支出項目は何に計上すれば良いか。

事業費のうち、それぞれ該当する支出項目に計上してください。

問7-21 生産者の圃場の借り上げ費の計算方法に定めはあるか。

現地の実勢単価に従ってください。ただし、高い金額の場合は生研支援センターより精査を求める場合があります。

問7-22 農家が受け取った委託費に税金は掛かるのか。

個人農家の場合は所得税、法人の場合は法人税の対象となります。特に、委託費で固定資産を購入する場合と、消費的経費（人件費、消耗品費等）に充てる場合とで所得税、法人税の扱いが異なりますので（固定資産を購入する場合には納税額が相対的に高くなります）、詳しくは地域の税務署に相談してください。

【採択・契約について】

問 8 - 1 事業採択までどのようなスケジュールで進むのか。

令和 6 年 6 月 7 日から令和 6 年 7 月 5 日 12 時まで公募を行い、書類及び面接審査を経て 9 月上旬には委託予定先を決定する予定です。

問 8 - 2 どのような基準で課題を採択するのか。

事業の趣旨を鑑みた審査実施要領に基づき、評議委員会による審査を実施します。

具体的には、

- ① 技術内容の適格性・有効性・新規性・優位性
- ② 現場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性
- ③ 研究実施体制

等について総合的に審査して決定する予定です。

問 8 - 3 審査は誰が行うのか。

審査は生研支援センターから独立して設置する評議委員会（外部有識者及び行政委員から構成）で行います。

問 8 - 4 農林水産省が目標値を示して、それに合致しないと採択されないということはあるのか。

計画において目標を自ら設定していただきます。本事業の公募では、国において公募対象技術を設定していますが、目標値は設定していません。

問 8 - 5 課題の委託契約は誰と誰が行うのか。

委託契約は、事業実施主体である生研支援センターとコンソーシアムの代表機関との間で行うこととなります。なお、研究管理運営機関を設けた場合は、代表機関に代わって当該業務を行うこととなります。

問 8-6 書面審査のあと、面接審査に進んだ場合、特段の問題がない限り採択されるということか。

面接審査に進んだ場合であっても、必ずしも採択されるわけではありません。

【実施期間中について】

問 9-1 生研支援センターからの指示には必ず従わなければならないのか。

生研支援センターからの助言等は、技術の効果を高めるための専門家としてのアドバイスであり、可能な限り受け入れる方向で調整してください。

問 9-2 資金の流れ（会計報告等の事務手続き）はどうなるのか。

事業費は生研支援センターから代表機関に配分されます。代表機関は、経理責任者を定め、他の参画機関に資金を配分するとともに、会計報告等の事務手続きを行ってください。

問 9-3 農機を購入した場合、圧縮記帳は可能か。

本事業の研究費は補助金ではなく委託費のため、圧縮記帳はできません。

【成果、データの取扱いについて】

問 10-1 コンソーシアムにはどのような成果を提出することが求められるのか。

研究実施計画に従い、計画段階で目標に掲げられた項目等について研究開発を実施し、目標達成状況を確認の上、各コンソーシアムで取りまとめて成果報告書等で報告していただきます。

問 10-2 コンソーシアムの構成員はデータをどこまで使えるのか。

コンソーシアムで取得したデータの取扱はコンソーシアムで協議の上、活用してください。

【事業終了後について】

問 11-1 開発期間終了後の機械の取扱いはどうなるのか。

本事業で農業機械等を導入する際には、生研支援センターとの契約後にコンソーシアムで調達していただき、終了後の取扱いについては、生研支援センターから別途指示します。

問 11-2 本事業で得られた知財の所有権（特許権）はどこにあるのか。

日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）に基づき、原則、国の業務に特化した汎用性のないもの及び継続的な機能改修が見込まれるものを除き、技術を開発した企業等（受託者）に知的財産権が帰属します。

問 11-3 本事業に参画した民間企業等の研究終了後に研究成果を活用して発生した収益の取扱いはどうなるのか（収益納付をする必要はあるのか。）

収益納付をする必要はありません。

問 11-4 目標が達成できない場合は事業費を返還しなければならないのか。

成果については、専門家による評価を行うこととしており、目標を達成できなかった理由がコンソーシアムの準備が十分でなかったり、開発に対する善良な管理義務を果たさなかったことに起因して、開発そのものが十分にできなかった場合などは、返還を求めることがあり得ます。

【WAGRI について】

問 12-1 WAGRI への API 実装はいつまでに行う必要があるのか。

※公募要領 3（6）「農業データ連携基盤（WAGRI）への実装」関連

WAGRI への API 実装は、本事業の実施期間内に行ってください。

問 12-2 WAGRI を継続的に使用しなければならないのか。

※公募要領 3（6）「農業データ連携基盤（WAGRI）への実装」関連

事業終了後、2年後及び5年後を目処にフォローアップ調査を行うこととしており、その際に WAGRI に実装した API の運用及び活用や、展開された具体的なサービスの状況について報

告いただく予定ですので、少なくとも2年後のフォローアップ調査までの間のWAGRIでのAPI提供を求めます。

【他事業との重複】

問13 生産者の1つがスマート農業実証プロジェクトに参加している（参加していた）が、2つの事業の研究内容が全く異なる場合、本事業に参加することは可能か。

スマート農業実証プロジェクトで実施している（実施した）実証内容と、今回申請いただく内容が重複していなければ応募は可能です。

【実施体制】

問14-1 公募説明資料7頁に研究代表者は常勤的に代表機関に所属していることとありますが、雇用はしているが、非常勤勤務のものも対象となりうるのか。

非常勤勤務の者は避けてください。なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合も、研究代表者になることを避けてください。

問14-2 一つの事業者が本事業に関わる複数のコンソーシアムに参加することは可能か。

可能ですが、過度な参加で研究推進に支障が出ないようにしてください。

問14-3 コンソーシアムへ参加する地域金融機関等はJAや農林中央金庫も認められるか。

地域金融機関等とは、民間金融機関・公的金融機関・適格機関投資家等のことで、実際の融資、事業化企画や投資計画の支援を行う機関を指すものです。

JAバンク（JA、信連、農林中央金庫）としてこれら支援を行っていただく場合であれば金融機関としての参加となることが可能です。

ただし、JAが単に普及・実用化支援機関として関与される場合は、金融機関とは言えず、また、施設リース・機械の貸与といった支援を実施するだけの場合も金融機関には該当しません。

問14-4 研究管理運営機関を設けた場合は、代表機関に代わって委託契約業務を行うとあるが、研究管理運営機関を設けた場合に、経理事務は当該機関が行い、委託契約は代表機関が行うことは認められるか。

コンソーシアム内でそれぞれの役割分担を取り決めていただければ認められることとなります。研究管理運営機関を設けた場合に、経理事務は当該機関が行い、委託契約は代表機関が行うことは可能です。ただし、コンソーシアム規約等にその旨、明記してください。

問 14-5 研究支援者が参画する場合、コンソーシアムの共同研究機関とするのか。共同研究機関とならない場合、研究支援者の活動の経費は代表機関等に配分される委託費から支出して良いのか。

研究支援者として助言をするだけであれば、共同研究機関として参画する必要はありません。研究支援者の旅費、謝金等については代表機関からの支出が可能です。

問 14-6 今回、生産者がコンソーシアムに参画するため研究者番号を取得したが、研究機関のような予算の適切な管理が難しいのが現状のため、生産者は県の公設研究機関に試験圃場を提供する形で公設研究機関と共同で研究を担当し、研究費は全額公設試に配分、生産者には予算配分「0」とする計画で研究管理を行ってよいか。

上記の場合は、生産者は普及・実用化支援機関として応募してください。

問 14-7 応募後や採択後に「協力機関」を追加することはできますか。

課題の実施に当たり必要であれば追加することは可能です。

問 14-8 ある生産者が研究グループに参画するにあたり、普及・実用化支援機関で登録した場合でも、研究開発の役割を担う事（人件費計上）は可能か。

生産者がコンソーシアムで研究開発の役割を担う場合は、研究機関等（代表機関あるいは共同研究機関）として参画してください。

問 14-9 公設試を普及・実用化支援機関として参画させることは可能か。また同じく公設試を協力機関として位置づけて関与させることは可能か。

公設試を普及・実用化支援機関として参画させることは可能です。また、公設試を協力機関として位置づけて関与させることも可能です。ただし、普及・実用化支援機関とした場合は研究が出来なくなり、協力機関とした場合はコンソーシアムに参画できませんのでご注意ください。

【研究開発の内容について】

問 15 生研支援センター事業に係る委託者指定データは無いとの認識でよいか。

そのとおりです。

※イノベ事業と同様の考え方となっています。

【事業への応募について】

問 16-1 研究計画のブラッシュアップについては、相談に乗って頂けるか。

既に公募が開始されていますので、農林水産省及び生研支援センターでは研究計画のブラッシュアップは他の応募者との公平性の観点から行っておりません。

JATAFF（公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会）が相談に乗りますので、産学連携支援サイト（<https://agri-renkei.jp/>）をご覧ください。

問 16-2 応募様式（研究課題提案書） 別記様式 6 農業分野における AI・データに関する契約ガイドラインに示す留意事項に配慮した上で、契約条項例を参考として契約を行っている場合、別紙 6 のデータマネジメントプランの一番右欄に○を記載してくださいとある一方で、注意書きには、『審査の結果、委託先候補となった場合は、契約締結までに「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（以下、ガイドライン）」に準拠したデータ提供等の契約を相手の農家等を締結してください。』とあるが、別紙 6 は基本的には○は不要でよいか。

g

研究計画で生産者の圃場からデータを取得することとなっている場合は、ガイドラインに準拠したデータ提供等の契約を相手の農家等を締結する必要があるため、別紙 6 のデータマネジメントプランにおいては、データ名称ごとに「契約の対象」か否かを記載してください。

問 16-3 応募様式（研究課題提案書） 別記様式 6 データマネジメントプランについて、該当研究課題のみ提出とあるが、どのような場合が該当研究課題となるか。

研究計画で、データを取得して研究成果とするものが該当します。

【採択・契約について】

問 17-1 38 点未満が不採択とのことだが、加点部分も含めた内容か。

審査項目の点数であり、加点部分は含みません。

問 17-2 面接審査の際、研究グループからの対応者は、必ず研究代表者は出ないとならないなど、指定はあるか。

研究計画が説明できる者であれば、代表機関あるいは共同研究機関の者でも構いません。

【成果、データの取扱いについて】

問 18 農業者等からデータの提供を受ける際には、『「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」を踏まえて対応いただく必要があります。』とあるが、応募時はデータマネジメントプランを提出、採択後に契約を行うのか。

応募時はデータマネジメントプランを提出して頂き、生研支援センターとの委託研究契約締結までに生産者と「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」に準拠した契約を締結してください。

【マッチングファンドについて】

問 19-1 マッチングファンド方式の適用については加点項目ではあるが、民間企業は公募説明資料 21 頁の例に記載されている実証のみを行う企業あるいは非営利の企業以外はマッチングファンドが必ず必要か。

マッチングファンド方式については、適用する場合は加点措置を行うというものであり、必須項目ではありません。

問 19-2 マッチングファンド方式の自己資金の支出としては、設備の償却費及び保有している試験研究用消耗品だけでも良いか。

問題ありません。

問 19-3 マッチングファンド方式の意図するところは何か。また、企業の自己負担分について研究者の person 費を充てることは可能か。

公募説明資料 20 頁に記載されている「民間企業等による事業化を促進し投資を誘発する」ことが目的です。

また、人件費の計上は可能です。公募説明資料 22 頁を参照してください。

問 19-4 民間企業が自己資金で支出する負担額の上限、下限はあるか。

民間企業が自己資金で支出する負担額の上限、下限はありません。

問 19-5 地域金融機関が共同研究機関として参画する場合、マッチングファンドの自己負担対象企業になるか（例えば、担当する課題内容が事業化に関するフィージビリティスタディ等であった場合でも、マッチングファンドの自己負担対象企業になるか）。

対象となりますが、マッチングファンド方式は任意（加点措置）となります。

問 19－6 マッチングファンド方式による加点を得るには、参画する民間企業すべてがマッチングファンド方式をとることが必要か。

複数の民間企業が参画する研究グループにおいてマッチングファンド方式を適用することとし、一部の民間企業がマッチングファンド方式を適用しない（対象とならない）場合には、研究課題提案書にその理由を記載してください。